

十九 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(同一種類かどうかの判定)</p> <p>9 - 5 - 4 法第 47 条第 1 項又は第 5 項(「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」)の規定の適用上、連結法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、<u>機械及び装置にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年財務省令第 32 号)による改正前の耐用年数省令(以下 9 - 6 - 11 において「旧耐用年数省令」という。)</u>別表第二に掲げる設備の種類区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。</p>	<p>(同一種類かどうかの判定)</p> <p>9 - 5 - 4 法第 47 条第 1 項又は第 5 項(「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」)の規定の適用上、連結法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、<u>同別表第二に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる設備の種類区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。</u></p>

二十 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)</p> <p>9 - 6 - 11 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>旧耐用年数省令別表第二</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)</p> <p>9 - 6 - 11 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>その機械及び装置の属する耐用年数省令別表第二</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>

二十一 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(リース取引に係る売掛債権等)</p> <p><u>10 - 2 - 22</u> .....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(リース取引に係る売掛債権等)</p> <p><u>10 - 2 - 21 の 2</u> .....</p> <p>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</p> <p><u>10 - 2 - 22 連結法人が工事(製造を含む。以下 10 - 2 - 22 において同じ。)の収益について法第 64 条第 1 項又は第 2 項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する工事進行基準を適用している場合には、たとえ当該収益に対応する工事収入金を未収金として計上しているときであっても、当該工事の目的物の引渡しがあるまでは当該未収金は売掛債権等に該当しないことに留意する。</u></p>

二十二 返品調整引当金

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(売買利益率の計算における広告料収入)</p> <p><u>10 - 3 - 8</u> .....</p>	<p>(低価法を採用している場合の売上原価の計算)</p> <p><u>10 - 3 - 8 棚卸資産の評価額の計算について低価法を採用している連結法人が当該棚卸資産の時価が原価法による原価より低いため時価を評価額としている場合において、当該原価と時価との差額を営業外費用として経理しているときは、その差額は、令第 101 条第 3 項(売買利益率)の売上原価に含めるものとする。</u></p> <p>(売買利益率の計算における広告料収入)</p> <p><u>10 - 3 - 9</u> .....</p>

改 正 後	改 正 前
( 売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲 ) <u>10 - 3 - 9</u> .....  ( 返品債権特別勘定を設けている場合の期末売掛金等 ) <u>10 - 3 - 10</u> .....	( 売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲 ) <u>10 - 3 - 10</u> .....  ( 返品債権特別勘定を設けている場合の期末売掛金等 ) <u>10 - 3 - 11</u> .....

二十三 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
( 資産等の引継ぎに関する書類の提出 ) 12 - 1 - 2 ..... ..... ..... ..... <u>令第 133 条の 2 第 8 項</u> ..... <u>令第 139 条の 4 第 13 項</u> .....	( 資産等の引継ぎに関する書類の提出 ) 12 - 1 - 2 ..... ..... ..... ..... <u>令第 133 条の 2 第 7 項</u> ..... <u>令第 139 条の 4 第 12 項</u> .....

二十四 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
( 借入金として取り扱う売買代金の額 ) 15 - 2 - 2 ..... .....この節において..... <u>15 - 2 - 2</u> において..... .....	( 借入金として取り扱う売買代金の額 ) 15 - 2 - 2 ..... ..... <u>15 - 2 - 2</u> において..... <u>15 - 2 - 3</u> までにおいて .....

<p style="text-align: center;">( 廃 止 )</p> <p>( 貸付金として取り扱う売買代金の額 )</p> <p><u>15 - 2 - 3</u> .....</p>	<p>( 償却費として損金経理をしたものとするリース料の額 )</p> <p><u>15 - 2 - 3 法第 64 条の 2 第 2 項(金銭の貸借とされるリース取引) の規定の適用がある場合において、譲渡人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する連結事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額のうち元本返済額に相当する部分の金額については、法第 31 条第 1 項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法) に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。</u></p> <p>( 貸付金として取り扱う売買代金の額 )</p> <p><u>15 - 2 - 4</u> .....</p>
---	---

二十五 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>17 - 2 - 2 <u>削 除</u></p>	<p>( 工事進行基準を適用した場合の未収金 )</p> <p>17 - 2 - 2 <u>連結法人が外貨建工事 ( 2 - 4 - 20(外貨建工事に係る契約の時に おける為替相場) に定める外貨建工事をいう。以下 17 - 2 - 2 において同じ。) の収益について、法第 64 条第 1 項又は第 2 項(工事の請負に係る収益及び費用 の帰属事業年度) に規定する工事進行基準を適用している場合には、たとえ当 該収益に対応する工事収入金を未収金として計上しているときであっても、当 該外貨建工事の目的物の引渡しがあるまでは当該未収金は外貨建債権に該当 しないことに留意する。</u></p>